

各務原市議会タブレット型端末機等導入及びペーパーレス会議システム
導入・運用業務評価基準書

1 評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、各務原市議会タブレット型端末機等導入及びペーパーレス会議システム導入・運用業務公募型プロポーザル実施要領「8. 審査に関する事項」に記載する各務原市議会タブレット型端末機等導入及びペーパーレス会議システム導入・運用業務評価審査会（以下「評価審査会」という。）における審査方法のほか、審査に当たっての評価項目、配点等を定める。

2 審査方法

（1）評価審査会は、提出された企画提案書等やプレゼンテーションを踏まえ、総合的に評価を行うものとする。

①評価審査会の委員（以下「評価委員」という。）それぞれの点数を200点満点とし、その合計点が最上位である者を契約候補者、次に高いものを次点の契約候補者として選定する。

②上記の合計点が満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。

③最高得点者が複数の場合は、評価審査会で協議のうえ決定する。ただし、合計点が最上位であっても、仕様書に沿わない場合や得点のない審査項目がある場合（8の自由提案を除く）は、契約候補者に選定しないことがある。

④評価審査会での選定は非公開とし、審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

（2）プレゼンテーション審査は、1参加者当たり、デモンストレーションを含め30分以内とする。その後の質疑応答は10分以内とする。

なお、プレゼンテーションは、「4（1）企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価」に記載されている評価項目順に進行すること。

3 評価項目・配点

評価項目・配点は、以下のとおりとする。

（1）企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価 80点

（2）ペーパーレス会議システムの機能要件確認書に基づく評価 80点

（3）提案価格による評価 40点

4 評価基準

(1) 企画提案書及びプレゼンテーションに基づく評価（満点：80点）

番号	評価項目	小項目	評価基準	配点
1	導入実績		・他の地方議会または地方公共団体に対し、本業務と同様・類似の業務を行った実績を有しているか。（過去5年間）	10
2	タブレット型端末機等		・端末機能の概要説明（特徴・操作性など） ・端末機の選定理由 ・付属品等の概要説明 ・仕様書記載内容の対応 ・セキュリティ対策	10
3	ペーパーレス会議システム	操作性等	・議員が使用するうえで、使いやすく、かつ分かりやすい構成となっているか。 ・提案した端末機との相性。 ・関係職員が行う更新作業等について効率よく確実に行うことができる構成となっているか。 ・システムの特徴	20
4		サポート体制	・問い合わせへの対応、緊急時対応、オンラインサポート等は充実しているか。	10
5		セキュリティ対策	・情報セキュリティに配慮した効果的な対策が取られているか。	10
6		操作講習会	・講習会の概要説明	5
7	工程管理・業務実施体制		・作業工程は、当市が示したスケジュールに対応できる内容となっているか。 ・業務の実施体制は整っているか。	5
8	自由提案		・仕様書に示すもののほか、本業務の目的を達成するうえで効果的または魅力的な提案はあるか。	10

<企画提案書及びプレゼンテーションの評価基準>

評価	配点 20	配点 10	配点 5
想定より非常に優れているもの	17～20	9～10	5
想定より優れているもの	12～16	7～8	4
普通であり、想定される範囲のもの	7～11	4～6	3
やや劣っているが許容できるもの	2～6	2～3	2
劣っているもの	1	1	1

※評価項目の「8 自由提案」の得点は、特に提案がない場合は0点となる。

(2) ペーパーレス会議システム機能要件確認書に基づく評価（満点：80点）

本プロポーザル参加者が回答した機能項目への対応内容について、下記「機能要件確認書の評価基準」により算出した点数を、ペーパーレス会議システムの機能要件に基づく評価点とする。

なお、この評価点は、議会事務局において一律に算出するものとし、各評価委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

<機能要件確認書の評価基準>

重要度	対応の可否	評価点
高	標準パッケージで対応可能	4
	代替案またはカスタマイズにより対応可能	2
	対応不可	0
中	標準パッケージで対応可能	2
	代替案またはカスタマイズにより対応可能	1
	対応不可	0

重要度「高」：15 項目

重要度「中」：10 項目

(3) 提案価格による評価（満点：40点）

提案価格に関する評価点については、初期費用とペーパーレス会議システム利用にかかる契約期間中の費用合計（税込み）で評価する。応募事業者の中で最低提案価格を提出した者を満点とし、他事業者の評価点は下記の計算式から算出する。

なお、この評価点は、議会事務局において一律に算出するものとし、各評価委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

※計算式

$$(\text{最低提案価格} / \text{提案価格}) \times 40 = \text{評価点 (小数点以下切り捨て)}$$